

カザフスタン共和国

商標法

商標、役務商標及び原産地表示に関する法
法律 No. 217-VI により改正：2019 年 1 月 21 日

目次

第 1 章 総則

- 第 1 条 本法において使用する基本定義
- 第 2 条 商標、役務商標及び原産地表示に関するカザフスタン共和国の法令
- 第 3 条 商標、役務商標及び原産地表示を保護するための国家機関
- 第 3-1 条 特許庁

第 2 章 商標の法的保護及び商標の登録要件

- 第 4 条 商標の法的保護
- 第 5 条 商標として登録される標章
- 第 6 条 商標登録の絶対的拒絶理由
- 第 7 条 その他の商標登録拒絶理由
- 第 8 条 出願
- 第 9 条 商標登録出願要件
- 第 10 条 商標の優先権

第 3 章 商標の審査

- 第 11 条 審査手続
- 第 11-1 条 出願についての情報の公開
- 第 12 条 出願の審査結果に基づく査定
- 第 13 条 出願人の権利

第 4 章 商標登録

- 第 14 条 国家商標登録簿
- 第 15 条 登録期間
- 第 16 条 登録情報の公告
- 第 17 条 商標再登録条件
- 第 18 条 国家商標登録簿の抄本
- 第 18-1 条 商標の周知性の認定

第 5 章 商標の利用

- 第 19 条 商標の利用要件
- 第 20 条 特別表示
- 第 21 条 商標の排他的権利及び使用权の移転
- 第 22 条 分割によって法人が再編された場合の商標権の移転

第6章 商標登録の効力の終了

第23条 商標登録への異議申し立てと商標の無効

第24条 商標登録の終了と無効

第7章 原産地表示登録の法的保護及び要件

第25条 原産地表示の法的保護

第26条 原産地表示として登録される名称

第27条 原産地表示として登録されない名称

第28条 原産地表示の登録出願及び原産地表示の使用権付与

第29条 出願要件

第8章 原産地表示の審査

第30条 審査手続

第31条 査定

第32条 出願人の権利

第9章 原産地表示使用権の登録及び付与

第33条 国家原産地表示登録簿の管理手続

第34条 原産地表示登録期間及び原産地表示使用権

第35条 登録についての情報の公告

第36条 原産地表示使用権

第10章 原産地表示の利用

第37条 原産地表示利用の要件

第38条 特別表示

第11章 原産地表示の法的保護の終了

第39条 原産地表示登録及び原産地表示使用権の紛争

第40条 原産地表示登録及び原産地表示使用権の終了と無効

第12章 商標権及び原産地表示使用権の保護

第41条 審判委員会

第41-1条 審判委員会における異議申立の審理の拒絶理由

第41-2条 異議申立の審理

第41-3条 審判委員会の決定における事務的誤り及び明白な技術的誤りの訂正

第41-4条 異議申立の不審理

第42条 紛争の審理

第43条 商標及び原産地表示に関する法律違反の責任

第43-1条 商標の排他的権利の消尽

第44条 商標の所有者(権利者)又は原産地表示使用権の所有者の権利保護の方法

第 13 章 最終規定

第 45 条 特許庁の業務に対する手数料納付

第 46 条 特許弁護士

第 46-1 条 特許弁護士の権利及び義務

第 46-2 条 特許弁護士証明書が無効及び特許弁護士登録簿からの取消

第 47 条 国際登録

第 48 条 外国の自然人，法人及び無国籍者の権利

第1章 総則

第1条 本法において使用する基本定義

本法においては次に掲げる基本定義が使用される。

- 1) 排他的権利とは、あらゆる手段によって自己の裁量に基づいて商標又は原産地表示を使用する所有者の所有権をいう。
 - 1-1) 混乱を招くほどに類似する標章とは、一部の要素が異なり、消費者によって連想的に同一と認識される類似の標章又は記号をいう。
 - 1-2) 同一の商標とは、すべての要素が一致する標章及び記号をいう。
 - 1-3) 同種の商品又は役務とは、同一の機能を果たし、かつ、同一の種類(分類)に関する商品又は役務であって、同一又は類似の商標を使用する場合に同一の製造者によって生産されたと消費者が考える虞があるものをいう。
- 2) 公報とは、商標及び原産地表示の保護事項に関する公式定期刊行物をいう。
- 3) 地理的表示とは、一定の領域、地方又は地域で生産された商品を識別する表示をいう。
- 4) 周知商標とは、利害関係人の証拠により所管機関が決定することによって周知であると認定された商標として使用される標章又は商標自体をいう。
 - 4-1) マドリッド協定—1891年4月14日標章の国際登録に関するマドリッド協定をいう。
 - 4-2) マドリッド協定議定書—1989年6月28日標章の国際登録に関するマドリッド協定の議定書をいう。
- 5) 出願人とは、商標登録又は原産地表示の登録及び使用権付与の出願をした法人又は個人をいう。
- 6) 特許弁護士とは、カザフスタン共和国の法令に基づいて所管機関及び専門家機構(以下、特許庁という)に対して個人及び法人を代理する権利を有するカザフスタン共和国の国民をいう。
 - 6-1) シンガポール条約とは、2006年3月27日商標法に関するシンガポール条約をいう。
- 7) 商品及び役務の国際分類とは、1957年6月15日ニース協定によって確認された分類であって、その後の修正及び追加を含むものをいう。
- 8) 商標、役務商標(以下、商標という)とは、一定の法人又は個人の商品又は役務を他の法人又は個人の同種の商品又は役務から識別するために供される、本法に従って登録されている標章又はカザフスタン共和国が加盟する国際合意により登録をせずに保護を受ける標章をいう。
- 9) 商標又は原産地表示の使用とは、保護されている商品及び役務の提供において、商標又は原産地表示を、その包装、製造、使用、輸入、保管、販売の申出、商標又は原産地表示の名称を付した商品の販売、看板、広告、印刷物その他営業文書への使用及び流通への他の導入に付することをいう。
- 10) 商標の所有者(権利者)又は原産地表示使用権の所有者とは、本法に従って商標の排他的権利又は原産地表示を使用する排他的権利を有する自然人又は法人をいう。
- 11) 原産地表示とは、国、地方、人口集中地区、地域又はその他の地理的表示の名称及び当該名称の派生表示を構成するか又は含み、かつ、特別な環境条件及び(又は)人的要因を含む原産地に関連する特別な特徴、品質、評判又はその他の特徴を有する商品に関して使用された結果として著名となった名称をいう。

12) 団体商標とは、共通の品質又は他の特徴を有する、製造された又は流通に置かれた商品又は役務を表示するために供される、団体(連盟)又は他の法人及び(若しくは)個人企業家の団体(以下、団体という)の商標をいう。

第2条 商標、役務商標及び原産地表示に関するカザフスタン共和国の法令

(1) 商標、役務商標及び原産地表示に関するカザフスタン共和国の法令は、カザフスタン共和国民法、本法並びにカザフスタン共和国の他の法律及び規則からなる。

(2) カザフスタン共和国が批准する国際条約に含まれる条項が本法と異なる場合、国際条約が優先される。

第3条 商標、役務商標及び原産地表示を保護するための国家機関

(1) 商標、役務商標及び原産地表示を保護するための国家当局(以下、所管官庁という)は、商標、役務商標及び原産地表示を公式に規制するために、カザフスタン共和国政府によって指定された国家機関とする。

(2) 所管機関は、下記のことを行う。

1) 商標及び原産地表示の法的保護分野における国家政策の実施への参加

2) 次の事項の策定及び承認

- ・ 商標及び原産地表示の出願審査の規則
 - ・ 商標及び原産地表示の国家商標登録簿及び国家原産地表示登録簿への登録、保護証書及びその副本の発行、登録の終了及び無効化に関する規則
 - ・ 排他的権利の移転、商標使用权の付与の国家商標登録簿への登録に関する規則
 - ・ 国家商標登録簿及び国家原産地表示登録簿の抄本の提供に関する規則
 - ・ 審判委員会による異議申立の審理に関する規則
 - ・ カザフスタン共和国が批准した国際条約に従う商標出願の審査に関する規則
 - ・ 証明委員会に関する規定
 - ・ 審判委員会に関する規定
 - ・ 上訴委員会に関する規定
 - ・ カザフスタン共和国における商標の周知性の認定に係る委員会に関する規定
- 3) 商標及び原産地表示の登録に関連する公報への情報公告手続の決定
- 4) 特許弁護士候補者の証明及び特許弁護士登録簿への登録
- 5) 証明委員会、審判委員会、上訴委員会及びカザフスタン共和国における商標の周知性の認定に係る委員会の活動の組織化
- 6) 本法、カザフスタン共和国の他の法律、カザフスタン共和国大統領令及びカザフスタン共和国政府の政令に規定される他の権限の行使

第3-1条 特許庁

(1) 所管機関の経済経営に基づき、かつ、その活動において従属する共和国国家企業の法人としてカザフスタン共和国政府の決定により設立された特許庁は、次のことを行う。

1) 商標及び原産地表示の出願の審査を行う。

2) 国家商標登録簿及び国家原産地表示登録簿に商標及び原産地表示を登録し、保護証書及びその副本を発行し、登録を終了し、無効にする。

- 3) 排他的権利の移転，商標使用権の付与を国家商標登録簿に登録する。
- 4) 国家商標登録簿，国家原産地表示登録簿，公報を管理し，そのインターネットサイトに掲載する。
- 5) 国家商標登録簿及び国家原産地表示登録簿の抄本を提供する。
- 6) 商標及び原産地表示の登録に関連して，情報を公報に公告する。
- 7) 利害関係人からの請求に基づき，登録された商標及び原産地表示に関する情報を調査する。
- 8) カザフスタン共和国が批准した国際条約に従って，商標及び原産地表示の出願を審査する。
- 9) カザフスタン共和国の法令で禁止されていないその他の活動を行う。

(2) 特許庁は，所管機関との合意により，商標及び原産地表示の保護分野における業務の手数料を承認しなければならない。ただし，その業務の提供のために特許庁が負担した費用は特許庁の収入で全額回収され，その活動の損益分岐点が確保されることを条件とする。

第2章 商標の法的保護及び商標の登録要件

第4条 商標の法的保護

(1) カザフスタン共和国における商標の法的保護は、本法で定める手続に従う登録に基づいて、また、カザフスタン共和国の国際合意により登録をせずに、付与される。

(2) 商標の法的保護は、自然人及び法人に付与される。

商標の排他的権利は、国家商標登録簿への登録の日から発生する。

(3) 商標の権利は、国家商標登録簿への登録記録によって証明され、国家商標登録簿の抄本により確認される。

登録記録様式は所管機関が決定する。

(4) 商標権者は、登録証で指定された商品及び役務に関して自己が所有する商標を使用及び処分する実施権を有する。何人も、商標権者の許諾なしにカザフスタン共和国において保護を受ける商標を使用することはできない。

第5条 商標として登録される標章

(1) 商品及び役務を他人の類似する商品及び役務と識別するために供されている形象描写、語、文字、数字、立体、その他の標章又はその組合せは商標として登録できる。

(2) 商標はいかなる色又は色の組合せであっても登録できる。

第6条 商標登録の絶対的拒絶理由

(1) 識別性がない標章のみで構成される商標は登録することができない。特に

- 1) 特定の商品又は役務の慣例的名称となっているもの
- 2) 一般に使用される記号又は用語であるもの
- 3) 商品の型、品質、数量、特徴、機能、価値、製造又は販売の場所と時間を指定するもの
- 3-1) 医薬品の国際一般名であるもの
- 6) 商標が使用される商品又は役務と直接的な説明関係を有するもの

このような標章が主要な要素ではない場合は、商標の保護を受けない要素として使うことができる。

(2) 国際機関の紋章、旗章及び記章、名称又は略語並びに監督用及び証明用の公の記号、旗章及び記章、印章並びにオリンピックのロゴ、賞及び他の名誉の標章及び混乱を招くほどに当該標章と類似する標章は、商標として登録することができない。

これらの標章は、所管機関又は所有者の同意を得ることを条件に保護を受けない要素として使用できる。

(3) 次に掲げる標章は商標又はその要素として登録することができない。

- 1) 商品又はその製造者、役務又は役務を提供する者に関して虚偽又は誤解を招く真のある商標及び商品の生産地に関して誤解を招く真のある地理的対象物の名称
- 2) 製品が生産された実際の場所を正しく示しているが、他の地域で生産された製品であるという誤った印象を与えるもの
- 3) ミネラルウォーター、ワイン又はアルコール度数の高い酒を識別する地理的表示であり、あるいはそれを含む場合において、当該土地あるいは訳語が付された当該土地から産出されたものではないもの、あるいは「型」又は「様式」若しくはそれに類する表現としての

標章が付されているもの

4) 公益，公序良俗に反するもの

第7条 その他の商標登録拒絶理由

(1) 次に掲げるものと同一又は混乱を招くほどに類似する名称は商標として登録することができない。

1) カザフスタン共和国において登録され，国際条約により保護されている商標であって，類似の商品若しくは役務に関して他人の名義で先の優先権を有して登録されているもの又は同一の商品若しくは役務に関連して同一人の同一の商標が登録されているもの。ただし，第6章に従って登録が無効と認められた商標又は登録が終了した商標を除く。

2) カザフスタン共和国において，確立した慣行に従って，いずれかの種類の商品及び役務に関して周知であると認定された商標。

3) 類似の商品若しくは役務に関して，他人の名義で先の優先権を有して登録が宣言された名称(取り下げられたもの及び終了したものを除く)又は同一の商品若しくは役務に関連して同一人の同一の名称

5) 如何なる商品に関してもカザフスタン共和国で保護される原産地表示。ただし，当該原産地表示使用権の所有者の名義で登録されている商標であって，原産地表示に登録された商品と同一の商品に関して商標登録がなされた商標の保護されない要素として組み込まれるときを除く。

本項1)，2)及び3)に規定する商標と混同を生ずるほどに類似の同種の商品又は役務に関連する名称の商標登録は，商標の所有者の書面による同意を条件として認められる。

所有者が法人である場合，書面による同意はレターヘッドで提出され，権限を有する者が署名し，(ある場合)法人の印鑑が押印されなければならない，所有者が個人である場合，署名は公証されなければならない。

(2) 次に掲げる標章は，商標として登録することができない。

1) カザフスタン共和国において優先権を有するという条件の下に他人名義で保護を受ける意匠

3) 出願日にカザフスタン共和国において広く知られている文学，科学及び芸術の著作物，公知の芸術作品及びその断片の名称であって，著作権を侵害するもの

4) 姓，名，ペンネーム及びそこから派生する名称並びに肖像及びその模写であって，関係者又は権利承継人若しくは権利相続人の人格権を侵害する場合又は当該要素が所管機関の許可なくカザフスタン共和国の歴史遺産又は文化遺産の一部を構成する場合。

第8条 出願

(1) 商標登録出願は，特許庁に対して出願人が行う。

(2) 団体商標の登録出願は，団体商標の使用における当事者間の合意に従って団体名義で行う。

第9条 商標登録出願要件

(1) 出願は単一の商標に関するもののみとする。

(2) 出願は，次に掲げる事項を含む。

- 1) 商標登録願書であって、出願人の名称及び本社の所在地又は住所が明記されたもの。
 - 2) 登録出願に係る標章
 - 3) 商品又は役務の国際分類に従って区分された、商標登録を求める商品又は役務のリスト
- (3) 次に掲げる書類が出願に添付されていなければならない。
- 1) 所定の手数料の納付証。
 - 2) 代理人を通じて手続きが行われる場合は、委任状の写し。
 - 3) 団体商標の規約(団体商標の出願の場合)には、団体商標をその名義で登録する権限を有する組織の名称、登録の目的、商標を使用する権限を有する当事者のリスト、団体商標が付される商品及び役務のリスト及び唯一の特徴その他の特徴、使用条件、使用管理手続、団体商標の規約違反の責任などが含まれる。
- (4) 出願及びいかなる添付書類も、カザフ語又はロシア語で書かれていなければならない。他国語で書かれた書類が提出された場合、出願人は1月以内にカザフ語又はロシア語に翻訳したものを提出しなければならない。
- (5) 出願日は特許庁が本条(2)の要件を満たす出願を受理した日とする。(2)の要件を欠いた場合は、すべてが提出された最後の日を受理日とする。

第10条 商標の優先権

- (1) 商標の優先権は特許庁への出願日により決定される。
- (2) 商標の優先権は、工業所有権の保護に関するパリ条約の加盟国及び条約で規定される国際組織又は地方組織における商標の先行出願日において決定することができる(条約優先権)。ただし、特許庁がかかる日から6月以内に出願を受理することを条件とする。条約優先権を請求する場合、出願人は、出願した番号、日付、提出国を提示し、先行出願を証明する謄本を添付しなければならない。
- (3) 公認の国際博覧会において展示された製品に付された商標の優先権は、当該展示会において公表された日により決定する(展示優先権)。ただし、特許庁がかかる日から6月以内に出願を受理することを条件とする。
- (4) 条約優先権又は展示優先権の享受を希望する出願人は、登録出願のときに又は特許庁が出願を受理した日から2月以内に、これを宣言し、かかる請求の妥当性を具体化した書類を提出する。
- (5) 分割出願の場合、各出願の優先権は、先行出願の優先日によって決定される。分割出願の優先権は、同一出願人の原出願の優先日によって決定され、原出願によってそれより先の優先権を決定する権利が存在する場合は、優先権は、この優先日によって決定される。ただし、分割出願の出願日において原出願が取下げられず、取下げられたとみなされず、かつ、原出願についての査定をする前に分割出願がなされた場合に限る。
- (6) 様々な商品に関する名称のいくつかの出願が利用可能である場合は、出願人の請求により、異なる商品に関する商標の複数の優先権が決定される。

第3章 商標の審査

第11条 審査手続

(1) 出願の審査は次の段階で行われる。

- 1) 事前審査－出願日から10就業日以内
- 2) 本審査－出願日から7月以内

(2) 審査の何れの段階においても、特許庁は、それがなければ審査が不可能となる追加情報又は明確化となる情報を要求する権利を有する。

出願人が審査期間中に要求された情報を提出しない場合及び(又は)この期間の延長請求がない場合、出願は取り下げられたものとみなされる。

(3) 出願の審査経過に関する情報は、カザフスタン共和国の法律が定める場合を除き、第三者に提供されない。

第11-1条 出願についての情報の公開

(1) 事前審査が終了した日から5就業日以内に、出願についての情報を毎週の公報に公開する。

(2) 提出された出願に関する情報には、次の情報を含まなければならない。

- 1) クレームする標章の画像
- 2) 出願人及び(又は)その代理人の宛先を含む出願人についての情報
- 3) 標章の登録を求める商品(役務)の一覧
- 4) 出願番号及び特許庁への出願日
- 5) 条約優先権が設定されている場合は、先行出願の国、番号、出願日
- 6) 団体商標への言及

第12条 出願の審査結果に基づく査定

(1) 事前審査の結果に基づき、出願人に10就業日以内に審査のための出願の受理又は記録保存の終了の通知を送付する。

(2) 出願が受理された場合、特許庁は本審査を行い、その結果に基づき、商標の登録、予備的な一部登録又は予備的な登録拒絶に関する専門家の意見書を出願人に送付する。

出願人は、登録拒絶又は一部登録に関する予備的な専門家の意見書を送付された日から3月以内に、理由を付して異議申立をする権利を有し、その結果に基づき、特許庁は、異議申立の受領日から3月以内に最終意見を述べる。

最終意見に基づき、特許庁は商標の登録、一部登録又は登録拒絶の査定を行う。

(3) 国家商標登録簿に登録される前の商標の登録又は一部登録に関する査定は、先の優先権を有する出願との同一性に関連して再検討することができる。

(4) 出願人は、登録又は一部登録に関する査定の通知が送付された日から3月以内に、商標登録のための特許庁の業務の手数料を納付しなければならない。当該業務の手数料の納付を確認する書類が提出されない場合、商標出願は取り下げられたとみなされ、商標出願に関する記録の保存は終了する。

(5) 最終意見に不服がある場合、出願人は、この意見が送付された日から3月以内に所管機関に対して異議申立を行うことができる。異議申立は、所管機関によるその受領日から4月

以内に審判委員会で審理されるものとする。

第13条 出願人の権利

出願人は次に掲げる権利を有する。

- 1) 審査のいかなる段階においても、自己の出願を取下げることができる権利
- 2) 自己の出願を審査する過程で生じるいかなる疑義に関しても関与できる権利
- 3) 出願を本質的に変更することなく、出願の資料を追加又は補正するために追加できる権利
- 3-1) 審査が終了するまでのいかなる段階においても、出願時の商品又は役務を分割して分割出願する権利
- 4) 6月以内に限り、回答提出又は異議申立の期限延長を要求する権利
- 5) 関係する期間満了から2月以内に限り、満了期限の回復を要求する権利
- 6) 自己の出願に対して引用された資料を知る権利
- 7) 審判委員会への異議申立による手続の停止を申請する権利
- 8) 国家商標登録簿に商標を登録する前に、商標を取得する権利の他人への移転を申請する権利
- 9) 国家商標登録簿に商標を登録する前に出願人の名称及び宛先を訂正する権利

第4章 商標登録

第14条 国家商標登録簿

(1) 商標登録に関する情報は、特許庁の業務に係る納付及び商標登録に係る手数料の納付をしたときに、国家登録簿に記録される。

次に掲げる情報が国家商標登録簿に記録される。

- 1) 商標の画像
- 2) 所有者及び(又は)その代理人についての情報。団体商標については、所有者についての情報及び団体商標を使用する権利を有する団体の一覧を表示しなければならない。
- 3) 商標登録番号及び登録日
- 4) 商標登録された商品又は役務のリスト
- 5) 特許庁への出願番号及び出願日
- 6) 条約優先権がある場合は、先行出願をした国名、出願番号及び出願日
- 7) 保護を受ける商標の権利の移転についての情報を含む、商標登録に関するその他の情報

(2) 国家商標登録簿は公開される。利害関係人の請求により、特許庁は国家商標登録簿の抄本を提供する。

(3) 商標権者は特許庁に対し、姓、名若しくは(該当する場合は)父称、居所又は名称及び所在地の変更並びに商標登録された商品又は役務のリストの縮減であって登録を本質的に変更しないものについての情報を含む、登録に関するすべての変更を通知しなければならない。

(4) 特許庁は、変更請求及び対応する納付の日から1月以内に、(3)に定める変更及び技術的誤りを補正するための変更を国家商標登録簿に記録する。

変更を国家商標登録簿に記録した日から2月以内に、適切な変更の申請に関する通知が申請人に送付される。

第15条 登録期間

(1) 商標登録の存続期間は出願日から起算して10年とする。

(2) 商標登録の存続期間は、所有者が有効期間の最終年に行う請求により、10年間ごとに延長する。登録有効期間の延長に関する情報は、請求日から10日以内に国家商標登録簿に記録される。

(3) (2)に定める請求の提出期限は、登録有効期間の満了から6月以内に所有者の申請がなされた場合は回復することができる。

第16条 登録情報の公告

国家商標登録簿に記録された商標の登録に関連する情報は、国家商標登録簿に記録された後、2月以内に特許庁が公報に公告し、かつ、記録後直ちにインターネットサイトに掲載する。登録商標に関連する変更は、国家商標登録簿に情報が記録された日から3就業日を超えない期間内に、特許庁がインターネットサイトに掲載し、国家商標登録簿に情報が記録された翌月の公報に公告するものとする。

団体商標の所有者に関する情報は、国家商標登録簿及び登録証に追加記録しなければならない。

第 17 条 商標再登録条件

登録が満了した商標と同一又は混乱を招くほどに類似する商標は、商標登録の満了日から 1 年は前商標権者以外の者の名義で登録することができない。

定められた条件はまた商標権者が登録期間の満了前に商標を放棄した場合にも適用される。

第 18 条 国家商標登録簿の抄本

(1) 国家商標登録簿の抄本は、国家商標登録簿で指定された商品又は役務に関する商標登録、優先権、商標権者の特別な権利を確認することができる。

(2) 抄本の様式は所管機関によって定められる。

第 18-1 条 商標の周知性の認定

(1) カザフスタン共和国において、所管機関の決定により、カザフスタン共和国の領域で登録され若しくは国際条約により保護されている商標又はカザフスタン共和国において法的保護を受けずに商標として使用されている名称であって、カザフスタン共和国において積極的に使用された結果、名声を獲得したものは、周知であると認定を受けることができる。

カザフスタン共和国における商標の周知性の認定に関する自然人又は法人の申請は、所管機関に提出しなければならない。申請は、1 の商標又は名称に関連し、また、次の事項を含まなければならない。

- 1) 居住地又は所在地を示す申請人についての情報
- 2) 周知標章としてクレームする商標又は名称の画像
- 3) 申請人の見解による、標章が周知となった日
- 4) 申請人の見解による、周知となった標章が関連する商品(役務)の一覧

(2) 申請には、以下を添付しなければならない。

- 1) 商標又は名称の周知状態を確認する情報
- 2) 商標又は名称の 8 x 8 センチメートルのサイズの画像(5 部)
- 3) 代理人による申請の場合は委任状の写し
- 4) 商標の周知性の認定のための国家手数料の納付を確認する書類

カザフスタン共和国における商標の周知性の認定に係る申請は、カザフスタン共和国における商標の周知性の認定に係る所管機関の委員会(以下、「所管機関の委員会」という)により審査される。

商標の周知性の認定に係る申請の受領日から 5 就業日以内に、当該申請及び添付書類の本条の要件の遵守を検証しなければならない。

肯定的な検証結果が得られた場合、特許庁は公報に申請についての情報を公開しなければならない。

公開の日から 3 月後、所管機関の委員会は 2 月以内に申請及び添付資料を審査し、標章の周知状態を確認する。

申請人は、審査が完了する前に、申請資料の補正、追加、明確化を行う権利を有する。

第三者からの不服がある場合、申請人に適切な通知を送付し、申請人は申請の審査結果について意見がなされる前に、当該通知に対する応答を提出する。

所管機関の委員会による申請の審査結果に基づき、当該商標の周知性を認定する決定又は当

該認定を拒絶する決定がなされ、当該決定がなされた日から10就業日以内に商標の所有者(権利者)に送付される。

申請人が提供した事実情報により、標章が周知となった日が申請に記載された日以外であることが確認された場合、商標は実際に周知となった日から周知商標として認定される。

商標の周知性の実際の認定に関する情報は、独立した専門機関がカザフスタン共和国の領域で実施した消費者調査の結果によって確認されなければならない。調査は、共和国にとって重要な都市、すなわち首都、地方的に重要な5以上の町を対象とする。1地域の回答者総数は100人以上でなければならない。

商標の周知性の認定を拒絶する決定は、次のことが立証された場合に行われる。

- 1) 商標の周知状態を認定するには情報が不十分である。
- 2) 申請人の商標と同一又は混同を生じるほどに類似する商標が、申請人が自己の商標の周知性の認定を求める日より先の優先権を有し、同種の商品について他人の名義で保護又は宣言されている。

所管機関の委員会の決定は、裁判所に上訴することができる。

(3) 周知商標は、本法に定める法的保護を付与される。

(4) 周知商標の法的保護は、次の場合に終了する。

- 1) 登録が満了した場合
- 2) 法的効力を生じた裁判所の決定に基づいた周知商標の周知状態の喪失に伴う法的保護の早期終了について利害関係人が申請した場合
- 3) 法的効力を生じた裁判所の決定に基づいて、所管機関の委員会の決定を取り消す場合
- (5) (1)にいう名称又は商標の周知性の認定に基づき、関連情報を国家商標登録簿に記録する。

周知であると認定された商標の有効期間は、所管機関への名称又は商標の周知性の認定の申請日から起算する。

商標の所有者の請求により、かつ、商標の周知状態を確認する情報を提出した場合、商標の周知性の認定の有効期間は、更に10年間延長される。

周知商標の登録、周知商標の所有者及び当該登録に関するその後の変更に関する情報は、国家商標登録簿に記録され、公報に公告される。

周知商標の権利は、国家商標登録簿の登録の記録によって証明され、国家商標登録簿の抄本によって確認される。

周知商標の法的保護の終了についての情報は、国家商標登録簿に記録され、所管機関のインターネットサイトに掲載され、かつ、特許庁の公報に公告される。

第5章 商標の利用

第19条 商標の利用要件

- (1) 商標の所有者は商標を使用する義務を負う。
商標を他の商標とともに使用することを制限すること，異なるフォント，異なる色彩デザイン，他の形態を含む修正された形態で商標を使用すること又は自然人若しくは法人の商品（役務）を他の自然人若しくは法人の同種の商品（役務）と識別する商標の能力を損なうような方法で使用する事は禁止される。
- (2) 仲介業者は，製品製造者の合意に基づいて，製品製造者の商品に自己の商標を製品製造者の商標と併せて付与し，製品製造業者の代わりに当該商品を流通させ市場に出荷する権利を有する。
- (3) 団体商標権者は，自己が製造した商品に，団体商標とともに各自の商標を付することができる。
- (4) 利害関係人は，裁判所への提訴の日から遡って3年以内の商標の不使用に関して，商標登録に対して裁判所に訴訟を提起することができる。登録に対する主張の陳述書は，登録証に記載されたすべての商品又はその一部に関連することができる。
商標の使用の証拠は，商標の所有者又は第21条(2)に従う商標権移転契約に基づき当該権利を付与された者が，商標登録された商品及び(又は)その包装に使用したものとみなされる。商標の使用は，製造，輸入，保管，販売の申出，商標の名称を付した商品の販売，広告，看板，印刷媒体，公式書式その他営業文書への使用，商標権の移転又はカザフスタン共和国で開催される展示会での商品の実演及び流通への他の導入により認められる。
商標の所有者が提出する商標の使用の証拠は，異議申立書に記載された期間に関するものでなければならない。
不使用を理由とする商標登録の終了を決定する場合，商標の所有者が提出した，不可抗力により商標が使用されなかった証拠を考慮しなければならない。

第20条 特別表示

商標登録証の所有者は，その商標がカザフスタン共和国における登録商標であることを示すために，ローマ字の「R」，「тауар таңбасы」，「товарный знак」若しくは「тіркелген тауар таңбасы」という言葉を商標に添えて使用することができる。

第21条 商標の排他的権利及び使用権の移転

- (1) すべての商品（役務）又はその一部に関連する商標の排他的権利は，移転契約に基づいて移転することができる。
商標の排他的権利の移転は，商品又はその製造者についての虚偽表示の原因となり得る場合には認められない。
- (2) 使用許諾契約，フランチャイズ契約その他契約（使用許諾契約）の条件に従い，商標の所有者ではない者（ライセンシー）は，商標の所有者（ライセンサー）の許可を得て，保護された商標を使用する権利を有する。
商標使用権は，すべての商品（役務）又はその一部について付与することができる。

ライセンスは、契約に別段の定めがない限り、カザフスタン共和国の領域全域において商標を使用する権利を有する。

商標使用権の有効期間は、契約の条件に従い又は追加契約に署名することにより延長することができる。

契約に有効期間の記載がない場合、商標使用権の有効期間は、本契約の登録日から5年間とする。

使用許諾契約には、次の条件が含まれていなければならない。

1) 商標の所有者(権利者)の商品(役務)の品質を下回らない商品(役務)の品質の維持

2) 商標の所有者(権利者)が、その商品(役務)の品質を維持管理する権利。

商標の排他的権利の他人への移転は、契約の終了を伴ってはならない。

(3) すべての商品(役務)に関連する商標の排他的権利及びその使用権に質権を設定することができる。

(4) 本条にいう契約及び追加契約は、書面により締結し、国家商標登録簿への登録を条件とする。

(5) 排他的権利の移転又は使用許諾契約は、契約の利害関係人からの申請の受領日から10就業日以内の登録を条件とする。

(6) 書面様式及び(又は)登録要件を遵守しない場合、契約は無効となる。

契約の終了又は法的効力を生じた裁判所の決定に基づく登録の取消しに伴う国家商標登録簿の訂正は、契約の利害関係人からの申請の受領日から1就業日以内に行わなければならない。

所属、性質又は要旨を変更しない技術的誤りは、利害関係人からの申請の受領日から1就業日以内に、書面による通知を契約の他の利害関係人に送付することを条件に、登録についての情報を訂正することができる。

(7) 商標権の移転は、本法が定める方法により国家商標登録簿に登録される。

(8) 商標権の移転登録又は商標使用権の付与を一時的に妨げる理由は、次の通りである。

1) 商標の排他的権利の終了した有効期間の回復のための期間の存在

2) 不完全な書類一式の提示又は提出された書類における情報の不一致

3) 提出された書類の情報と、国家商標登録簿又はカザフスタン共和国が批准した国際条約に従って維持されている登録簿に記載されている情報との不一致

(8)に規定される理由が確認された場合、出願人に対し、その解消を求める通知が送付される。

通知が送付された日から、登録期間は3月間停止される。

(10) 商標権の移転登録又は商標使用権の付与を拒絶する理由は、次の通りである。

1) 商標の排他的権利の終了した有効期間の回復のための期間の満了

2) 登録を一時的に妨げる理由の解消のための期間の満了

3) 契約当事者ではない者からの登録申請の受領

4) 商標の排他的権利を処分する権利の不登録

5) 商標権の移転の場合、商品又はその製造者についての虚偽表示

6) 当事者が商標使用権の付与を妨げる義務を負っているか否か

商標の排他的権利の終了は、使用許諾契約の終了を伴う。

第 22 条 分割によって法人が再編された場合の商標権の移転

法人が分割された場合，商標権は，商品又は関連役務行為が移行する新規設立法人に移転される。

各新規設立法人が商標が登録された商品又は役務の製造に係る活動部分を保有する場合，新規法人は商標の共同商標権者となる。ただし，当事者間で合意があることを条件とする。

第6章 商標登録の効力の終了

第23条 商標登録への異議申し立てと商標の無効

(1) 商標登録が本法第7条(1)1)から3)までを除く第6条及び第7条に定められた要件を満たさない場合又は商標登録日から5年間に本法第7条(1)1)から3)までに定められた条件に違反する場合は、存続期間内のいかなる時であってもそれに異議を唱え、商標登録の全部又は一部の無効を主張することができる。

当事者は商標登録に関して当該項の異議申し立てを行うことができる。

(2) 工業所有権の保護に関するパリ条約の同盟国の1において、同一又は混同を生じるほどに類似する商標を当該商標の所有者の代理人の名義で、当該商標の所有者の許可なく商標登録が行われた場合、商標登録は、有効期間中、異議申し立てを行い、全部又は一部無効にすることができる。工業所有権の保護に関するパリ条約の同盟国の1において登録された商標の所有者は、本項に規定する理由に基づいて、商標登録に対して所管機関に異議申し立てをする権利を有する。

(3) 商標登録は、商標優先日より前にカザフスタン共和国において排他的権利が発生した他人の商号と、類似の商品又は役務に関して同一又は混同を生じるほどに類似する商標である場合、異議申し立てを行い、その全部又は一部を無効とすることができる。

本項に規定する理由による商標登録に対する異議申し立ては、同種の商品又は役務に関して登録された商標と同一又は混同を生じるほどに類似する商号を有する法人が所管機関に提出することができる。

(4) 商標登録に対する異議申し立ては、その受領日から6月以内に審判委員会で審理される。異議申し立てを行った者及び商標の所有者は、審理に参加する権利を有する。

(5) 特許庁は、商標登録が無効であると認定した場合、国家商標登録簿に商標登録の取消しを記録し、それについての情報を公報に公告し、そのインターネットサイトに掲載する。一定の商品又は役務について商標登録の一部が無効である場合、特許庁は、これらの商品又は役務について商標登録の取消しに関する国家商標登録簿への記録を行い、取消しに関する情報を公報に公告し、そのインターネットサイトに掲載しなければならない。

第24条 商標登録の終了と無効

(1) 次に掲げる場合において、商標登録は効力が消滅する。

1) 本法第15条に定める条件の満了

2) 商標権を有する法人の解散、営業活動の停止又は自然人の死亡

3) 商標権の放棄に係る商標権者の書面による申請に基づく場合

4) 第19条(4)に定める商標の不使用

6) カザフスタン共和国において周知と認められた商標との同一性又は混同を生じるほどの類似性により、当該商標の使用により商品又はその製造者に関して消費者に誤解を招くようになった

(2) 本法第23条(1)の規定を根拠に、審判委員会又は裁判所の決定によって商標登録のすべて又は一部が無効とみなされる。

(3) 期間満了又は無効のため取消となった商標登録は、特許庁がこれを商標登録簿に記録する。

第7章 原産地表示登録の法的保護及び要件

第25条 原産地表示の法的保護

(1) 原産地表示の法的保護は、本法の規定に従い又はカザフスタン共和国が締結する国際条約に基づき、カザフスタン共和国の領域において付与される。

(2) 原産地表示を使用する排他的権利は、この地理的地域において、環境条件及び(又は)人的要因を含む地理的地域に専ら又は主に関係する特別な特徴を有する商品を生産している1又はいくつかの事業体に付与することができる。

(3) 外国にある地理的表示の原産地表示としての国家登録は、この表示の名称が商品の原産国において原産地表示として保護を受けている場合に許可される。上記原産地表示を使用する排他的権利の所有者は、商品の原産国において当該名称を使用する権利の保護を受けている者に限る。

第26条 原産地表示として登録される名称

(1) 国、地方、人口集中地区、地域又はその他の地理的地域の現代的又は歴史的な公式又は非公式の完全名称又は略称並びに当該名称からの派生名称及びその商品の一般名称との組合せは原産地表示として登録することができる。

(2) 地理的地域の名称であるか又は地理的地域の名称を含むが、カザフスタン共和国において商品の生産場所と関係がない特定の種類の商品の名称として一般に使用されるようになった名称は、原産地表示として認定されない。

第27条 原産地表示として登録されない名称

次に掲げる名称は原産地表示として登録することができない。

- 1) 地理的地域の名称であって、商品の生産場所について誤解を招く虞があるもの
- 2) 商品が生産された実際の場所を正しく示しているが、他の地域で生産された商品であるという誤った印象を与えるもの
- 3) 商品の生産場所と関係がない地理的地域の名称を含むもの

第28条 原産地表示の登録出願及び原産地表示の使用権付与

原産地表示の使用権付与のための登録出願(以下、「出願」という)は、特許庁に対して行う。

第29条 出願要件

(1) 出願は1つの原産地表示に限る。

(2) 出願は標準様式を用いて提出され、かつ、次に掲げる事項を含む。

- 1) 出願人及び出願人の所在地又は居所が示される名称の審査実施及び(又は)名称に対する権利付与の願書
- 2) 出願に係る名称
- 3) 商品の種類
- 4) 商品の特別な特徴、品質、評判又はその他の特徴が主にこの地理的地域に典型的な環境条件及び(又は)人的要因によって決定される旨

5) 商品製造場所の表示(地理的地域の範囲)

(3) 原産地表示として出願される名称を有する地理的地域がカザフスタン共和国の領域内にある場合は、出願は、出願人が上記地理的地域の範囲内で商品を生産しているという地方行政当局の見解のほか、出願された商品の分野で権限を有する機関が発行した、次の基準のいずれかを確認する文書、すなわち、この商品の特別な特徴、品質、評判又はその他の特徴が主にこの地理的地域に典型的な環境条件及び(又は)人的要因によって決定される旨の地方行政当局の意見書を含まなければならない。

カザフスタン共和国領域内で既に登録された原産地表示の権利の出願には、出願人が上記地理的地域の範囲内で商品を生産しているという地方行政当局の見解及び出願された商品が属する産業に対して権限を有する機関が発行した、商品の原産地表示の国家登録簿に明記されている特別な特徴の存在を確認する書類を添付しなければならない。出願には、審査の実施に係る手数料納付証を添付する。納付代理人を通じて記録管理が行われる場合は、委任状を出願に添付する。

(4) 出願及び添付書類はカザフ語又はロシア語で提出される。他の言語による書類が提出された場合は、出願人は出願日から1月以内にカザフ語又はロシア語翻訳文を提出する。

第8章 原産地表示の審査

第30条 審査手続

(1) 出願日から30日以内に特許庁は、本法第26条、第27条及び第29条に定める要件を充足しているか審査を実施する。

(2) 特許庁は審査のいかなる段階においても追加資料を要請でき、出願人は要請送付日から3月以内に提出する。

期限内に出願人が、追加資料の提出及び当該期間延長要求のいずれも行わない場合、出願審査は中断され、かつ、出願は取下げられたとみなされる。

第31条 査定

(1) 審査の結果に基づき特許庁は次に掲げる査定をする。

2) 原産地表示を登録又はその使用権を付与する

3) 原産地表示の登録又はその使用権付与を拒絶する

(2) 出願人は、登録出願拒絶に関する決定の受領日から3月以内に審査結果の見直しを要求すると共に理由を付した異議申立をすることができる。

再審査結果に同意しない場合、出願人は本法第12条(6)に定める手続に基づき上訴することができる。

第32条 出願人の権利

原産地表示の審査の場合、出願人は本法第13条に定める権利を有する。

第9章 原産地表示使用権の登録及び付与

第33条 国家原産地表示登録簿の管理手続

- (1) 特許庁は、原産地表示、登録番号及び登録日、商品の特別な特徴の明細、原産地表示使用権のすべての所有者についての居所(所在地)を示す情報、出願番号及び出願日、上記情報のその後のすべての変更並びに登録に関するその他の情報を国家原産地表示登録簿に記録する。
- (2) 原産地表示使用権の所有者は、特許庁に対して登録に係る変更事項を報告する。変更の記載は特許庁により原産地表示登録簿及び登録証に記入される。
- (3) 原産地表示登録簿は公開される。特許庁は利害関係人の請求があれば、原産地表示登録簿の抄本を交付する。

第34条 原産地表示登録期間及び原産地表示使用権

- (1) 原産地表示登録は、当該地理的地域の地域内において製造された製品が製品の特徴を保有しているという条件においていつでも効力を有する。
- (2) 原産地表示使用権期間は、特許庁への出願日から10年とする。
- (3) 原産地表示使用権期間は、所有者が期間の最終年に行う請求に応じて10年間延長する。ただし、原産地表示が登録された事項に関する製品がその特徴を保持していることを条件とする。
- (4) 原産地表示使用権期間延長要求は、本法第29条に従い所管機関に対して申立書を同時に提出する。登録期間延長は、原産地表示登録簿及び登録証に記録される。
- (5) 本条(3)において定められた提出の期限は、登録期間延長から6月内に所有者が提出した請求に従って回復する。

第35条 登録についての情報の公告

国家原産地表示登録簿に記録された原産地表示の登録に関連する情報は、国家原産地表示登録簿に記録された後、2月以内に特許庁が公報に公告し、かつ、記録後直ちにインターネットサイトに掲載する。原産地表示の登録に関連する変更は、国家原産地表示登録簿に情報が記録された日から3就業日以内に、特許庁がインターネットサイトに掲載し、国家原産地表示登録簿に情報が記録された翌月の公報に公告する。

第36条 原産地表示使用権

- (1) 国家原産地表示登録簿の抄本は、原産地表示登録の事実及び国家原産地表示登録簿で指定された商品に関する所有者の排他的使用権を確認する。
- (2) 抄本の様式は所管機関によって定められる。

第 10 章 原産地表示の利用

第 37 条 原産地表示利用の要件

- (1) 原産地表示使用権の所有者は、原産地表示を使用する権利を有する。原産地表示使用権は、その商標が国家原産地表示登録簿に登録された日から、その所有者に発生する。
- (2) 類似の商品に登録されている原産地表示と同一又は誤認混同するほどに類似している場合、地理的表示は登録をしない限り使用することができない。
- (3) ミネラルウォーター、ワイン又はスピリッツを識別する地理的表示そのもの又はそれを含む地理的表示であって、当該土地から産出されたものではないことを示すためにこれらの商品に原産地あるいは原産地の訳語が付され、あるいは「型」「類」又は「様式」が標章に付されているものは使用することができない。
- (4) 財産処分権、原産地表示使用権の移転、その他の取引及び使用権許諾契約に基づく原産地表示使用権付与は認められない。

第 38 条 特別表示

原産地表示使用権の所有者は、丸囲みのローマ字の「R」又は「`тауар шыгарылган жердын тиркелген атауы`」,「登録原産地表示」若しくは「`рег. НМПТ`」という言葉の標章を特別表示として原産地表示に添えて加えることができる。

第 11 章 原産地表示の法的保護の終了

第 39 条 原産地表示登録及び原産地表示使用权の紛争

(1) 第 26 条、第 27 条及び第 29 条に定める要件を満たさない場合、原産地表示登録又は原産地表示使用权付与について無効を主張することができる。

(2) 原産地表示の使用が、先の優先権を有する商標及び実際の使用の結果としてカザフスタン共和国において一般に認識された商標を理由として商品又は製造者について消費者の誤解を招く虞がある場合は、公報における原産地表示の国家登録についての情報の公告日から 5 年以内に、原産地表示登録及び(又は)原産地表示使用权付与について異議を唱え、無効とすることができる。

(3) いかなる利害関係人も、(1)及び(2)に定める理由に基づいて、原産地表示登録及び(又は)原産地表示使用权付与に対する異議申立を所管機関に提出することができる。

異議申立は第 23 条(2)で定める手続及び期間に従って処理される。

第 40 条 原産地表示登録及び原産地表示使用权の終了と無効

(1) 原産地表示登録は次に掲げる場合に消滅する。

1) 本件の原産地表示が載る国家原産地表示登録簿に指定される特徴を持つ製品の製造を可能とする本件の地理的特徴要因がもはや存在しない場合

2) 原産国において原産地表示の法的保護が終了した場合

(2) 次に掲げる場合は原産地表示使用权の効力が終了する。

1) 本法第 34 条に規定される条件の満了

2) 本件の原産地表示に関する原産地表示登録簿に記録される特別な特徴をもはや備えていない製品の場合

3) 特許庁に提出した原産地表示使用权の所有者の要求に基づく場合

4) 法人の解散又は原産地表示使用权を使用する自然人の営業活動の停止の場合

(3) 原産地表示登録又は原産地表示使用权付与は、本法第 39 条(1)の規定を根拠として審判委員会又は裁判所の決定により無効とみなされる。

(4) 特許庁は原産地表示又は原産地表示使用权の有効期限終了を原産地表示登録簿へ記入し、当該情報を公報に掲載すると同時にインターネットで公開する。

第12章 商標権及び原産地表示使用権の保護

第41条 審判委員会

(1) 審判委員会は、異議申立の裁判前の審査に関する所管機関の部門である。

(2) 次に掲げる異議申立を審判委員会に提出することができる。

- 1) マドリッド協定第5条(1)、(2)に定める出願された標章の審査の結果に基づく商標登録の拒絶を含む所管機関の査定(特許庁の意見)に対する異議申立
- 2) 原産地表示の登録及び(又は)使用権付与を拒絶する所管機関の査定に対する異議申立
- 3) マドリッド協定第5条(6)に定めるものを含む商標登録に対する異議申立
- 4) 原産地表示の登録及び(又は)使用権付与に対する異議申立

これらの異議申立の裁判前の審査は必須とする。

(3) 審判委員会の構成には、起業、商標及び原産地表示の保護分野における所管機関の代表並びにこれらの所管機関の公的評議員を含む奇数名(少なくとも5名)の構成員とする。

(4) 審判委員会の構成には、次の者を含めてはならない。

- 1) 特許弁護士
- 2) 配偶者、近親者又は姻族
- 3) 特許庁の職員

(5) 審判委員会の構成員の交代は、次の場合に可能である。

- 1) (4)に基づき、忌避又は審判委員会の会議の参加者が宣言した異議
- 2) 一時的な障害、休暇又は出張による欠席

(6) 審判委員会の各会議は、所管機関の定める方法により、ビデオ録画を用いて開催される。

第41-1条 審判委員会における異議申立の審理の拒絶理由

異議申立は、次に掲げる場合は、審理を拒絶される。

- 1) 異議申立が審判委員会における審理に付されない場合
- 2) 異議申立書に署名されていない場合又は署名権限を有さない者が署名した場合
- 3) 異議申立書が所定期限を過ぎて提出され、期限の延長又は回復の可能性がなくなった場合
- 4) 異議申立の様式、内容又は手続の要件に関する不備を出願人が定められた期間内に除去しなかった場合

上に掲げる事情においては、受領された異議申立書の審査を許可することができず、提出されていないとみなす旨の通知が異議申立人に送付される。

異議申立人又はその代理人は、審判委員会の決定の公告前に、提出した異議申立書を取り下げることができる。

第41-2条 異議申立の審理

(1) 異議申立の審理は、所管機関の定める方法により、本法に定める期間内に、審判委員会が行う。

(2) 異議申立の期限を過ぎた場合、審判委員会は、提出された書類に基づき、期限を過ぎた理由が妥当であると認められる場合には、その異議申立を審理することができる。

(3) 異議申立の審理期間は、申立人の書面による請求により 3 月まで延長することができる。

(4) 審判委員会は、次の場合、会議の期日を延期する権利を有する。

1) 申立人が異議申立のために出頭しない場合。ただし、申立人が自身不在の異議申立審理の申請を行った場合を除く。

2) 申立人が追加証拠を提出する期間の必要性を申し立てた場合。

(5) 審判委員会は次の何れかの決定を行う。

1) 異議申立の承認

2) 異議申立の一部承認

3) 異議申立の審理拒絶

4) 異議申立の承認拒絶

審判委員会は、自身が主導して異議申立の対象や根拠を変更する権利を有さない。

(6) 異議申立を審理する場合、審判委員会のすべての構成員は、同等の権利を享受する。審判委員会の決定は、構成員総数の過半数の投票によって採択される。

(7) 決定は、その採択日から 10 就業日以内に異議申立人に送付される。

(8) 審判委員会は、異議申立人の請求により、その異議申立を審理せずにおくことができる。異議申立を不審理とする決定は、審判委員会の会議の議事録に記録されなければならない。

(9) 決定は裁判所に上訴することができる。

第 41-3 条 審判委員会の決定における事務的誤り及び明白な技術的誤りの訂正

(1) 異議申立に対する決定の公表後、決定を行った審判委員会は、その決定を取り消し又は変更する権利を有しない。

(2) 審判委員会は、自身が主導して又は異議申立の審理に参加した者の要請により、決定における事務的誤り又は明白な技術的誤りを訂正することができる。

訂正に関する問題は、審判委員会の会議において解決される。異議申立の審理に参加する者は、審判委員会の会議の日時及び場所を通知されるが、出頭しないことが、訂正に関する問題の審理の障害となることはない。

(3) 審判委員会の決定の訂正は、審判委員会の追加決定によって行う。

第 41-4 条 異議申立の不審理

(1) 審判委員会は、次の場合には異議申立を審理しない。

1) 異議申立をした者が、審判委員会の会議の日時及び場所を正式に通知されたにも拘らず、自身不在の異議申立の審理を宣言せず、かつ、審判委員会の会議の 2 度目の招集に出頭しなかった場合

2) 異議申立を行った者から、異議申立を取り下げる旨の申立てがあった場合。

(2) 異議申立を不審理とする決定は、審判委員会の会議の議事録に記録される。

第 42 条 紛争の審理

(1) 次の紛争は裁判所で審理される。

1) 商標又は原産地表示の登録証発行の適法性

- 2) 商標の不使用に関する商標登録の有効性
- 3) 商標の所有者(権利者)の排他的権利又は原産地表示使用権の侵害
- 4) 商標の使用許諾契約の締結及び履行
- 5) 商標の周知性の認定に関する適法性
- 6) カザフスタン共和国において周知であると認定された商標と同一又は混同を生じるほどに類似する商標の登録の満了。ただし、その商標を使用することにより、商品又はその製造者に関して消費者に誤解を招く虞がある場合。
- 7) 登録証から生じる権利の保護に関連する他の紛争

本項 1), 4), 5) 及び 6) に規定される紛争を除くこれらの紛争は、カザフスタン共和国法「仲裁に関して」及び「調停に関して」により禁止されていない場合、当事者の合意により、仲裁又は調停において審理することができる。

第 41 条 (2) にいう特許庁の決定に対する主張の陳述書は、審判委員会における関係する異議申立の審理後、裁判所に提出される。

(2) 特許庁は、法的効力を生じた裁判所の決定に基づいて、商標、周知商標若しくは原産地表示の登録の有効期間の終了、商標使用権の付与登録の取消し又は商標の所有者(権利者)に関する変更を含む、国家商標登録簿及び国家原産地表示登録簿の適切な変更を行い、登録に関連する変更についての情報を公表しなければならない。

第 43 条 商標及び原産地表示に関する法律違反の責任

(1) 同種の商品又は役務に関して並びに周知商標の場合はすべての商品及び役務に関連して、商標の所有者(権利者)の同意を得ずに又は原産地表示の所有者の同意を得ずに、商標又はそれと混同を生じるほどに類似する標章を流通に導入することは、商標の排他的権利又は原産地表示使用権の侵害である。

メディアにおける商標又は原産地表示の使用は、商標の所有者(権利者)又は原産地表示使用権の所有者の排他的権利の侵害となる。

(2) 商標の排他的権利又は原産地表示使用権の侵害については、商標及び原産地表示又はそれらと混同を生じるほどに類似する標章を商品又はその包装に付した場合を含み、侵害者はカザフスタン共和国の法律に従って制裁を受ける。

第 43-1 条 商標の排他的権利の消尽

ユーラシア経済連合の何れかの加盟国の領域において、商標の所有者(権利者)が直接又はその同意を得た他の者が合法的に流通させた商品に関連して商標を使用することは、商標の排他的権利の侵害とはならない。

第 44 条 商標の所有者(権利者)又は原産地表示使用権の所有者の権利保護の方法

(1) 商標の所有者(権利者)又は原産地表示使用権の所有者の権利を侵害した者は、直ちにその侵害を停止し、商標の所有者(権利者)又は原産地表示使用権の所有者に生じた損失を賠償する義務を負う。

(2) 商標、原産地表示若しくは混同を生じるほどに類似する標章又は周知商標の使用の適法性の判断に関連する紛争は、カザフスタン共和国の民事訴訟法によって定められた方法で裁判所が審理するものとする。

(3) 所有者の同意を得ずに商標、原産地表示又はそれらと混同を生じるほどに類似する標章が付された商品及びその包装は、模倣として認定される。模倣品及びその包装並びにその製造に使用された工具、設備その他手段及び材料は、当該商品が公共の利益のために流通し、消費者の権利の保護に関するカザフスタン共和国の法令の要件に違反しない場合を除き、法的効力を生じた裁判所の決定に基づき、流通から排除され、侵害者の費用負担で破棄される。

(4) 所有者は、(3)に規定する場合、違法に付された商標若しくは原産地表示又はそれらと混同を生じるほどに類似する標章の、模倣品及びその包装からの除去を要求する権利を有する。

(5) 業務を遂行し又は役務を提供する場合、商標の所有者(権利者)又は原産地表示使用権の所有者の権利を侵害した者は、業務の遂行又は役務の提供に伴う材料(文書、広告、看板を含む)から、商標若しくは原産地表示又はそれらと混同を生じるほどに類似する標章を除去する義務を負う。

(6) 所有者は、侵害の事実を証明する場合、損害賠償に代えて、侵害の性質、商標、原産地表示又はそれらと混同を生じるほどに類似する標章が所有者の同意を得て付された同種の商品の市場価値に基づき裁判所が決定する額の補償を侵害者に請求する権利を有する。

第13章 最終規定

第45条 特許庁の業務に対する手数料納付

商標及び原産地表示の保護分野における特許庁の業務の手数料は、第3-1条に従って納付しなければならない。

第46条 特許弁護士

(1) カザフスタン共和国の領域内に永住し、高等教育を受け、少なくとも4年間の実務経験を有し、証明に合格し、特許弁護士登録簿に登録された適格な国民は、特許弁護士となる資格を有する。特許弁護士登録簿への登録は、特許弁護士候補者が証明に合格したときに行われ、発行された特許弁護士証明書によって確認される。

特許弁護士候補者の証明は、知的所有権の保護分野におけるカザフスタン共和国の法令の知識に関する試験の形で行われる。

特許弁護士候補者の証明、特許弁護士登録簿への登録及び訂正の手続は、所管機関が定める。

特許弁護士登録簿は、所管機関のインターネットサイトに掲載される。

(2) 次に掲げる者は特許弁護士の資格の証明に合格することができない。

- 1) カザフスタン共和国の法律に従って営業活動を行うことを禁止されている者
- 2) 所管機関及び下部組織の職員である者並びにその近親者、配偶者
- 3) 法律で定める手続に従って未執行又は未消滅の有罪判決を有する者
- 4) 本法に従って特許弁護士登録簿から除外された者

(3) 特許弁護士の活動は、次に掲げる場合は、証明委員会の議定書決議により停止される。

- 1) 証明委員会への特許弁護士の申請に基づく場合
 - 2) カザフスタン共和国の法律に従って営業活動を行うことを禁止されている者の団体並びに所管機関及び下部組織の職員の団体に属する期間の場合
 - 3) 第46-2条(1)2)及び6)並びに(5)に定める事情を明らかにするためである場合
- 3)に定める場合は、特許弁護士の活動は、証明委員会が3月以内に関係する決定を下すまで停止される。

特許弁護士の活動は、活動停止の原因となった理由が除去された場合は、証明委員会の議定書決議によって再開される。

(4) 出願人の代理人としての特許弁護士は、知的所有権の対象の法的保護の問題に関し、所管機関及び特許庁への手続の実施に関する活動を行う。所管機関及び特許庁への手続の実施は、出願人及び(又は)商標権者が直接行うこともできる。

カザフスタン共和国外に居住する自然人又は外国法人は、特許弁護士を通じて所管機関及びその組織に対して出願人、商標、役務商標及び原産地表示の所有者並びに利害関係人の権利を行使する。

カザフスタン共和国に住所を有するが一時的に外国にいる自然人は、カザフスタン共和国の範囲内の通信宛先が示されている場合は、特許弁護士を通さずに出願人、商標、役務商標及び原産地表示の所有者並びに利害関係人の権利を行使することができる。

(5) 特許弁護士が任務の遂行により委任者から受領する情報は、公務上及び商業上の秘密の保護に関するカザフスタン共和国の法令で規定されている要件の遵守により、秘密とみなさ

れる。

第 46-1 条 特許弁護士の権利及び義務

(1) 特許弁護士は、出願人(自然人若しくは法人)、自己と雇用契約を締結した使用者又は自己若しくは使用者と民法上の契約を締結した自然人のために次に掲げる活動を行う権利を有する。

- 1) 知的所有権の保護の問題、知的所有権の取得又は移転に関して助言をすること
- 2) 顧客、委任者、使用者のためにかつその指示に基づいて、商標、役務商標及び原産地表示の登録に関する発行又は出願作成の業務を行うこと
- 3) 商標、役務商標及び原産地表示に対する権利の保護の問題に関して、通信、審査の査定に対する異議申立書の作成及び提出、特許庁の専門家委員会の会議への参加を含め、所管機関及び(又は)特許庁と交渉すること
- 4) 使用許諾(再使用許諾)契約及び(又は)移転契約の作成、検討及びその後の審査への送付を補助すること

(2) 特許弁護士の権限は証明書によって確認される。

(3) 特許弁護士は、商標(役務商標)及び原産地表示の出願及び(又は)保護證書の取得並びに審判委員会への異議申立に関する手続を実施するときに委任状の写を提出した場合は、それにより、上記出願又は異議申立をしたときから3月以内に委任状の原本を特許庁又は所管機関に提出する義務を負う。真正性の確認後、委任状の原本は返却される。

委任状が外国語で作成された場合は、公証されたカザフ語及びロシア語翻訳文を必ず提出する。

(4) 特許弁護士は、この事件に関し、手続の実施を請求した者の利害に相反する利害を有する者の代理若しくは助言をしたか又は他の方法で審理に参加した場合並びに特許弁護士の近親者、配偶者及び配偶者の近親者である職員が審理に参加する場合は、指示を受諾しない義務を負う。

第 46-2 条 特許弁護士証明書の無効及び特許弁護士登録簿からの取消

(1) 特許弁護士は、次に掲げる場合は、証明委員会の決定により特許弁護士登録簿から除外される。

- 1) 証明委員会への本人の申請に基づく場合
- 2) カザフスタン共和国の国籍を喪失した場合又はカザフスタン共和国の領域外に移住し恒常的に居住した場合
- 3) 特許弁護士の職業的活動を5年を超えて中止した場合
- 4) 特許弁護士の有罪が確定した有罪判決が法的効力を発した場合
- 5) 特許弁護士が死亡した場合又は失踪若しくは死亡を宣言された場合
- 6) 特許弁護士が行為無能力者又は部分的行為能力者と認定された場合

(2) 証明委員会の決定又は法的効力を生じた裁判所の決定に基づいて、所管機関の決定により、特許弁護士証明書は無効とされ、特許弁護士登録簿に記載された特許弁護士の関連情報は抹消される。

(4) 特許弁護士登録簿から除外された特許弁護士は、除外についての情報が記録された日から特許弁護士の活動を行う権利を喪失し、その特許弁護士としての登録に関する証明書は取

り消され又は無効とされる。

(5) 特許弁護士の行為に関して自然人又は法人から訴えがあった場合、所管機関は、所管機関の奇数名の職員からなる上訴委員会を設置しなければならない。上訴委員会が受領した訴えの審理期間中、特許弁護士証明書の有効性は停止され、特許弁護士登録簿にその旨記載される。

訴えの審理の結果に基づき、上訴委員会は次の何れかの決定を行う。

1) 所管機関に対し、特許弁護士証明書を抹消するために訴状を裁判所に送付するよう勧告する。

2) 訴えの承認を拒絶する。

上訴委員会の決定は、単純多数決で行われ、議事録に記載される。上訴委員会の決定は、裁判所に上訴することができる。

第 47 条 国際登録

自然人及び法人は、商標及び原産地表示の国際登録出願を、特許庁を通じて行う権利を有する。国際登録出願の審査手続は、カザフスタン共和国が批准した国際条約に従い、所管機関が決定する。

第 48 条 外国の自然人、法人及び無国籍者の権利

外国の自然人、法人及び無国籍者は、カザフスタン共和国の自然人及び法人と同等の立場において、本法で規定されている権利を享受しかつ責任を有する。ただし、カザフスタン共和国の法令によって他で別段の規定があればこの限りでない。